

# 市民活動による市民セクターの生成

## —P・L・バーガーの理論とペストフの図式を利用して— (1)

松 元 一 明

問題意識と目的	178
対象と方法	179
1. 非営利セクターの領域	179
1-1. セクターという枠組み	179
1-2. 英米の例	180
1-2-1. イギリス「ボランタリーセクター」の成立	181
1-2-2. アメリカ「NPOセクター」	182
1-3. 日本の第三セクター	184
2. ペストフ図式によるバーガー理論の把握	186
2-1. バーガー物象化論と概念について	187
2-2. バーガーの「運動」分析と中間媒体論	188
2-3. ペストフ図式における「運動」と「中間媒体」の位置づけ	191

(参考文献)

### (問題意識と目的)

近年、市民活動団体やNPO法人などで構成される日本の市民セクターは、行政や企業が提供することが困難なサービスの担い手として、ますますその期待が高まってきている。たとえば福祉NPOは、少子高齢社会における急激なニーズの増加に応えるため、社会に不可欠な存在となっている。また、新たな社会的ニーズをくみ取り、独自の方法を用いて展開する社会的企業の活躍も目覚ましい。しかしながらこれら市民セクターへの期待は、多様化する市民ニーズへの即応という面にあわせて、国や地方自治体の財政事情によるコスト抑制という側面も大きい。

市民セクターの経済的基盤は、会員からの会費や市民からの寄付金、収益事業による収入、企業や財団からの助成金のほかに、行政からの委託による収入も少なくなく、不安定なものである。個々の非営利組織の運営には、一般企業と同等の経営能力のほかファンドレイジングなど資金調達のための専門的知識も求められている。

このように市民セクターをめぐる関心の源は、公的サービスの担い手=サービスプロバイダーとしての期待が主であり、そのため非営利組織経営のノウハウの習得が重視されているのが現状である。つまり、市民セクターのサービスプロバイダーとしての役割にのみを重視した社会のアンバランスな期待が、経営面への偏重した関心を生み、さらに委託など外部資金への依存体質を生じさせていると言える。こういった状況に対して市民セクターの「下請け化」、「批判性の低下」が内外より危惧され、セクターの自立を阻む要因として問題視されている。

社会的な課題を俎上に載せ、状況改善を訴えるといった市民セクターのもう一つの機能であるアドボカシーの側面は、現状では看過されつつあるといえよう。本来アドボカシーや自律的なセクターの活性を促すべき中間支援組織は、NPO法の成立から15年経た今でもその役割を十分果たしているとは言えない<sup>1</sup>。市民セクターはセクターとしての独立性を確立できず、「体制内化」されつつあるという理解もある。

市民セクターの源泉となった「市民活動」はもともと、アドボカシー活動を通じて俎上に載せた問題を自らで解決するために、サービスプロバイダーの機能をつくり出した。よってアドボカシー機能とサービスプロバイダー機能の両輪を生かすことで初めて、市民セクターはその役割を十分に果たし、存在価値も示すことができるのではないか<sup>2</sup>。

このような問題意識をもとに、本論では以下のことを検証し、日本における市民セクターのアドボカシー機能への着目とその強化を主張することを目的とする。

- ① 1980年代までに英米ではすでに確立されていた「サードセクター」は、日本には存在していなかったが、市民活動の生成と発展により、本来の意味での「サードセクター（本論では「市民セクター」とする）」がNPO法の成立を経て確立されたこと。
- ② 市民活動がどのように発展し、現在の「市民セクター」を確立させたのか、またその社会的位置づけについて、P・L・バーガーの理論とヴィクター・ベストフの図式を用いて説明すること。

- ③ 「市民セクター」成立の経緯の確認をすることで、セクターはアドボカシーとサービスプロバイダーの両機能を保持することが重要であり、そのことがセクターの発展につながることを主張する。

### (対象と方法)

本論では、市民セクターの機能と社会的な位置づけを捉えなおすために、市民セクターの源泉であり、構成の中核をなす市民活動に着目し、その機能を確認するという方法をとる。そのためにまずは、「セクター」という概念について整理したうえで、イギリスおよびアメリカでの「サードセクター (Third Sector)」の成立過程を示し、その現状を考察する。そして日本において従来より存在する「第三セクター (三セク)」と「市民セクター」の比較をおこない、それらの本質と位置づけの相違について検討する。

市民活動と市民セクターの機能の提示については、P・L・バーガーの「脱物象化論」、「中間媒体論」の理論を利用する。また市民活動と市民セクターの活動領域(社会的な位置づけ)については、ヴィクター・ペストフの「トライアングルモデル」を利用して、図式化をおこないたい。

以上の概念や理論、図式を利用することで、市民活動ならびに日本におけるサードセクターである市民セクターの連続性をはじめ、セクターの機能と社会的な位置づけ、行政セクターや企業セクターといった他セクターとの関係性を明らかにした上で、アドボカシー機能の重要性を示したい。

## 1. 非営利セクターの領域

ここでは、「市民セクター」について考察する前に、まず「セクター」という枠組みについて確認をする。そしてイギリスやアメリカの例を用いて、「本来」の「第三セクター (Third Sector)」の領域を確認し、日本における「第三セクター」という用語の使用と対象領域を整理したうえで、本論において主張する「市民セクター」の定義を示す。

### 1-1. セクターという枠組み

社会的な行為媒体を「セクター」という枠組みで分類する場合、まず用いられるのは「公と私(民間)」という領域での線引きである。これにより政府や行政機関などは「第一セクター」、株式会社などの私企業は「第二セクター」に分類される。また、第一セクターを非営利セクター、第二セクターを営利セクターという「営利、非営利」というセクターの目的で分類する場合も同様である(表1参照)。このように、第一セクターと第二セクターの性格の違いは明確であり、前者は国家や自治体などの行政、後者は民間営利団体である一般企業と明確にイメージできる。

一方の第三のセクターは、日本に限らず各国においても流動的な概念となっている。第三セクターは、「公と私」という領域で分ければ「私」に該当し、「営利、非営利」という目的による分類

では「非営利」に該当する。そのため日本では第三セクターに対して、「民間非営利セクター」、「NPOセクター」などいくつかの名称が充てられている。

表1 公・私 / 営利・非営利で分類したセクターの象限

	営利	非営利
公	「三セク」?	第一セクター (行政)
私	第二セクター (企業)	第三セクター (市民)

また各セクターは行政、企業、市民といったセクターの「担い手」からの分類も可能である。これに従えば、第一セクターは「行政セクター」、「第二セクター」は「企業セクター」、第三セクターは「市民セクター」ということになる。日本において「市民セクター」という用語はNPO法の成立以降に一般化し、NPO法人のほか、法人格の有無を問わない市民活動団体全体を示すものとして使用されている<sup>3</sup>。

国際的にも「第三のセクター」の呼称はさまざまであり、国によって枠組みも若干異なるが、セクターを構成する中心的な活動主体は、「非営利組織 (NPO)」であるというという定義では一致している。現在、非営利組織についての定義は、レスター・M・サラモンとH・K・アンハイアーによるものが一般的である。

サラモンらの定義によればNPOとは、「組織化されていること (Organizations)」、「政府とは区別された民間団体であること (Private Institutionally separate from government)」、「非営利かつ利潤非分配 (Not-for-profit and non-profit distributing)」で「自律性をもち (Self-governing)」、「ボランティアな運営がなされていること (Voluntary)」という5つの条件を備えたものである。これに「自発性 (Non-compulsory)」を加える場合もある (Salamon and Anheier 1997)。

安立清史は、非営利組織の概念を整理するうえで、サラモンとアンハイアーの定義に基づいたアプローチを「構造—機能主義的アプローチ」と名づけ、国際的な比較をおこなう場合に適切なものであるとした (安立 2006: 3)。本論においては、市民セクターの機能や他セクターとの関係性を考察することからも、この定義に基づいてNPOおよび「第三セクター」について論ずる。

## 1-2. 英米の例

先述したように、「第三のセクター」= “Third Sector” の枠組みは、各国により若干異なっている。そのことを明示するために本項では、イギリスとアメリカにおける “Third Sector” を取り上げ、その成り立ちや、対象領域を中心に考察したい。

イギリスやアメリカにおいて非営利組織の規定は、実態や慣例に基づいた「慣習法」に従ったものであり、日本の公益法人やNPO法人のように「制定法」によって厳密に定められたものではない。

い。そのためにセクターの成立過程も、英米と比べると日本は大きく異なっている。

しかしながら両国の“Third Sector”の規定は、日本における「市民セクター」の概念形成に大きく影響を与えており、政策的にも参照されているため、比較の対象として取り上げる意義がある。はじめにイギリスの“Third Sector”の実態を示し、つぎにアメリカの実態を取り上げ、それぞれの特徴を提示したい。

### 1-2-1. イギリス「ボランタリーセクター」の成立

イギリスで“Third Sector”に該当するのは「ボランタリーセクター (Voluntary Sector)」である。また近年では、「ボランタリー・(アンド) コミュニティセクター (Voluntary and Community Sector)」という呼び方も一般的になっている。

イギリスにおいて、「ボランタリーセクター」の存在が一般化したのは、1978年の「ウォルフエンデン報告書 (Wolfenden Committee “The Future of Voluntary Organizations”）」による使用からと言われている。報告書では、国家が独占的に公的サービスを担う従来からの政策の転換が唱えられ、多様な主体による公的サービス供給の可能性について述べられた。これにより、ナショナル・ミニマムの概念に基づき「福祉国家」が提唱された1942年の「ババリッジ報告 (Social Insurance and Allied Services)」以来の政策の大転換がなされ、イギリスでは「福祉多元主義 (welfare pluralism)」が一般化する。

ウォルフエンデン報告書の提言は、1979年成立のサッチャー政権によって具体化され、80年代以降、ボランタリー組織の増加をもたらした。こうしてボランタリーセクターは、社会福祉分野における公的サービスの新たな担い手として位置づけられることとなった (西山2011: 26-7)。

のち1990年には、「国民保健サービス及びコミュニティケア法 (National Health Service and Community Care Act)」が制定され、イギリスにおける「コミュニティケア改革」がすすむ。改革以降、行政は福祉サービスの購入者となり、サービス提供者とは契約による関係を結ぶこととなる。このことでボランタリーセクターによる医療、保健分野の受託が進み、ボランタリーセクターは、地域福祉における多元的なサービスの提供者として再注目される。このようにイギリスのボランタリーセクターは、医療、保健をはじめとした福祉分野において、政府とのかかわりを持ちながら発展を続けてきた。

一方、90年代のメジャー政権によるインナーシティ問題対策「シティ・チャレンジ」の実施は、コミュニティ再生に取り組むボランタリー団体の活動を促進する。そのため「ボランタリーアンドコミュニティセクター (Voluntary and Community Sector)」という呼称も一般的となった。

90年代の後半に入るとボランタリーセクターからは、行政セクターとの関係性を問い直す声が高まってくる。「全国ボランタリー組織協議会 (The National Council for Voluntary Organisation)」に設置された「ボランタリーセクターの未来委員会」は96年、「ディーキンレポート (The Deakin Report)」を発表し、契約文化の精査、協定 (concordat) の必要性、パートナーシッ

プによる協調を提案するとともに、行政セクターや企業セクターと対等な関係であることを強調した。

ディーキンレポートは、97年に発足したブレア政権に大きな影響を与え、98年の「コンパクト (Compact)」の成立を促した。コンパクトとは、行政とボランティアセクターの関係性の枠組みを確認する紳士協定であり、両者の対等性を強調するパートナーシップを確認するものである。99年には、地方自治体とボランティアセクターとの協定である「ローカルコンパクト」も成立し、ボランティアセクターの下請け化の回避に貢献した。

### (登録チャリティ団体)

イギリスにおいて「ボランティアセクター」を構成している具体的な組織は、「登録チャリティ団体」と「ボランティア団体」である。「登録チャリティ団体」とは、「チャリティ委員会 (The Charity Commission England and Wales)」により公益認定された「ボランティア団体」である一方、一般の「ボランティア団体」は、草の根団体も含む民間の非営利団体一般をさす。つまり「登録チャリティ団体」は、「ボランティア団体」の一部ということになる。

「チャリティ委員会」とは、政府から独立した第三者機関であり、1853年に設立された。この委員会が「公益性」のある団体として認定したものが、「登録チャリティ団体」となる。「登録チャリティ団体」は2013年時点、163,800団体存在する<sup>4</sup>。「登録チャリティ団体」に認定されると、本来事業の収益に対する法人税が免除されるほか、寄付金分の税金が団体に還付される (ギフト・エイド<sup>5</sup>) などのメリットがある。

2006年のチャリティ法により定められた「登録チャリティ団体」の分野は、12に分けて示されている<sup>6</sup>が、「その他、法律上認められる目的 (既存の法律等で認められた目的、その他上記目的と同等の目的を含む)」という項目が設けられており、柔軟に対応できるようになっている。

一方の「ボランティア団体」については、非営利法人に関する統一的な法人格の制度はないため正確な数は把握されていないが、およそ50万以上の団体があるとされている (財団法人自治体国際化委員会 2002: 1)。このようにイギリスでは、「登録チャリティ団体」と、政府が管轄していない「ボランティア団体」を含めたものが広義の「ボランティアセクター」とされている。

## 1-2-2. アメリカ「NPOセクター」

アメリカでは、“Third Sector”についてはさまざまな呼び方がある。たとえば「非営利セクター (Nonprofit Sector)」のほか、「ボランティアセクター (Voluntary Sector)」、「独立セクター (Independent Sector)」、「コミュニティセクター (Community Sector)」、「社会セクター (Social Sector)」などがあり、セクターのどの性質を強調するかによって呼称が異なっている。

アメリカの「非営利セクター」は、NPO法人を中心に構成されており、さらに財団や公益団体、教会や私立学校を含めてひとつのセクターとする見方が一般的である。

アメリカで非営利組織を設立する場合、まずは州の行政庁へ届出（各州の法律で規定）をおこなったのち、州税の租税控除申請と連邦の法人所得税それぞれの免税申請を行い、免税措置を受けることで完了する。いずれも「内国歳入庁（Internal Revenue Service）」の定める「内国歳入法第501条（Internal Revenue Code: section 501）」により、その免除措置を受けられる法人が規定されている。そのうち「C項」において、免税措置を受けることのできる法人等、全28のカテゴリーがリスト化されており、さらに「C項」「3号」の規定に該当する団体が、最狭義のNPO団体とされている。

「C項」「3号」において示されている規定とは、「宗教、慈善、科学、公共安全の検査、文学、教育、国内／国際アマチュアスポーツ競技の促進、児童および動物の虐待防止保護等の活動をおこなう法人、基金もしくは財団」である。この「IRC501(c)(3)」の特徴は、「公益活動」を主におこなう団体ということであり、免税措置のほか、寄付金の税控除も認められている<sup>7</sup>。

一方で「IRC501(c)(3)」は、ロビー活動や選挙キャンペーンなどの政治活動は制限されている。そのため寄付金の税控除で制限を受けるが、政治活動を可能とする「IRC501(c)(4)」の法人を併設するNPO団体も少なくない。最近では公益活動をおこなう「IRC501(c)(3)」と、アドボカシー活動を可能とする「IRC501(c)(4)」を含めてNPOとする場合もある（渡辺2011:25）。

2012年時点で、免税団体である「IRC501(c)」に該当する団体は144万団体あり、うち「IRC501(c)(3)」の団体は96万団体である。また活動分野は社会福祉が最も多く約11万団体であり、教育（4万9千）、医療保険（3万7千）、社会奉仕などの援助団体（3万3千）、芸術・文化（2万8千）、宗教等（1万7千）、環境（1万2千）と続く<sup>8</sup>。

アメリカでは、大学や病院、博物館などもNPOであり、市民社会のツールとして位置づけられている。もともと中央政府の関与が少ないことや、公共サービスの提供も限定的なことから、アメリカではNPOの拡大する素地があったといえよう。

アメリカのNPOの自律性を示す存在として、NPOの第三者評価機関が挙げられる。第一次世界大戦時よりNPO評価をおこなってきた「National Charity Information Bureau (NCIB)」をはじめ、1970年には、「Better Business Bureau (BBB)」、76年には「National Committee for Responsive Philanthropy (NCRP)」が設立されている。いずれの団体もNPOであり、セクター内における自己評価機能の役割を果たしている。

アメリカのNPO団体数は、1950年の5万団体から89年には79万団体にまで増え、1950年代から80年代に著しい成長を遂げた。この急激な成長は、政府によるNPOへの政策的な関与の影響が大きい。1950年代以降の福祉国家化の推進によって、政府からNPOへの補助金が70年代までに急激に増えた。80年代に入るとレーガン政権により、NPOの補助金は減額され、NPOは財政的に危機を迎えたが、反面、これまで国家が担っていた公共サービスの提供者としてNPOへの期待が高まっていった。

その後96年のクリントン政権による「福祉改革」を機に、政府とNPOとの委託契約が増加する。このことでNPOへの政府の介入が深まるとともに、NPOは営利組織との競争にもさらされるようになる。その一方で、90年代半ば以降、「インターメディアリー」と呼ばれる助成財団からNPOへの資金供給が増加するなど、アメリカのNPOセクターはその独立性が保たれる状況で今日に至っている。

### 1-3. 日本の第三セクター

前項までで確認したとおり、英米では少なくとも1980年代までには「第三セクター」が重要なアクターとして確立しており、その定義も定まっている。

一方日本では、第一、第二セクターの定義は確立していたものの、第三のセクターの定義は論じられる分野や設定により大きく異なっている。これは「市民セクター」という用語よりも先に「第三セクター（以下、三セク）」という用語が定着し、一般的に使用されてきたことが理由である。

三セクは、第一セクターである国や地方公共団体と、第二セクターである民間企業が共同出資して設立した「半官半民」とよばれる事業体や、その事業体の運営する事業そのものを指すことが一般的である。三セクという用語が初めて公式に使用されたのは、1973年に経済企画庁が策定した『経済社会基本計画』においてである（出井2006：24）。同計画では「公私共同企業」のことを三セクと定義し、おもに社会インフラの整備を担う事業体のことを示した。この用語はオイルショックをはさみ、80年代以降も同様の意味での使用が進む。

その後三セクは、1981年に発足した「第二次臨時行政調査会（第二次臨調）」により推進された「民活路線」の中心的存在となり、国鉄民営化以降の地方鉄道やリゾート開発などの事業主体となった。

このように三セクは、官民出資の事業体、または民間の資金やノウハウなどを生かした官民の共同事業を指す用語であり、行政、企業セクターと並ぶ、市民の活動領域を示すものではない<sup>9</sup>。また三セクを構成する団体は、当然ながらサラモンとアンハイアーの定義には該当しない。

ではサラモンらが定義する「第三セクター（Third Sector）」は、日本ではどのようなものが該当するのか。現在の日本の「民間非営利セクター」について、その全体像の把握を試みた山岡義典による整理を利用して、日本における「第三セクター（Third Sector）」について考察したい。

山岡は「民間非営利セクター」の枠組みについて、その法人形態から検討し、「任意団体」と「NPO法人」と「公益法人」の三層の組織類型で構成されていることを示した（山岡2005：1）。そして法人形態の違いにより、行政セクターからの影響度、規模の大小、活動領域の広狭に差異があることを示すとともに、公益法人の特殊性について述べている<sup>10</sup>。

サラモンらの定義に従えば、従来の財団法人や社団法人といった「旧」公益法人は「政府とは区別された民間団体であること」や「自律性」という条件から外れるため、純然たる民間非営利団体には該当しないことになる。しかし2008年までに実施された公益法人制度改革以降は、主務官庁



制の廃止、第三者機関による公益認定制度の導入によって、「公益法人」の位置づけが大きく変化した。このことから公益法人改革は、日本における本格的な「第三セクター」の成立を促したといえる。

以上のことを整理すると、公益法人改革以前の日本では、サラモンらの定義に合致する「第三セクター」は、主として「任意団体」と「NPO 法人」で構成されていたことになる。さらに NPO 法の成立以前は、日本における「第三セクター」は主に、小規模な市民活動団体などの「任意団体」で構成されていたということになろう。NPO 法成立以前の任意団体で構成された「第三セクター」は、行政からの関与は少ないもののその規模は小さく、また活動領域は限られた範囲のものであったことから、セクターとして掌握されることはなかったのである。

各国における「第三セクター」の活動領域はさまざまであるものの、英米での事例からも福祉やまちづくりなどが主要なものであることが分かる。NPO 法成立以前の日本では、福祉領域の活動は、行政を除けば「社会福祉法人」や「社会福祉協議会」が中心に担ってきた。いずれも民間組織ではあるが、行政からの影響が極めて強く、その活動も「措置制度<sup>11</sup>」などにより制限されてきた。

また、まちづくりの領域では旧公益法人や「三セク」がその活動の中心を担っていた<sup>12</sup>。これらのことから、NPO 法成立以前の日本には、イギリスのような本格的な「ボランティアセクター」は存在していなかったということになる。またアメリカのような、きわめて広い範囲を活動対象とする NPO のようなものは存在しなかった。

したがって日本における「第三セクター＝民間非営利セクター」という枠組みは、NPO 法ができたのち振り返り認識されたものであるといえるだろう。そのため本論では、NPO 法を成立させた市民活動に着目し、その生成と発展から日本における「第三セクター」の源泉を見ていくこととした。

本論では日本における「第三セクター」については、以降、「市民セクター」という言葉で統一したい。その理由は「三セク」との弁別のほか、担い手である「市民」の自律性と自発性により促されたセクターであることを強調するためである。

表2 英米日におけるサードセクターの比較

	英国	米国	日本	
呼称	ボランティアセクター	NPO セクター	「三セク」	市民セクター
サラモンらの「定義」との合致	○	○	×	○
主な準拠法	チャリティ法	内国歳入法第501条	地方財政法	特定非営利活動促進法
セクターの生成	民間での生成 →法律による確立	民間での生成と 確立	政府による生成	民間での生成 →法律による確立

行政セクターの位置づけ	契約関係、パートナーシップ協定	契約関係	出資先、主従関係	契約関係、協働の対象
主な対象分野	福祉、まちづくり	福祉、教育、医療保険、地域開発、社会奉仕、環境	農林水産、観光、文化、社会インフラ	福祉、社会教育、まちづくり、子ども、文化芸術
団体数	(登録チャリティ団体) 16万3千団体 + (ボランティア団体) 約50万団体 /2013年	(IRC501条C項3号) 96万団体 /2012年	7,700団体 /2007年 (※2)	(NPO法人) 50,169団体 /2014年 (※1)
団体の設立法	チャリティ委員会 (民間第三者) による認定	行政庁への届出制	行政と民間による出資	行政庁への届出制 (行政による認証)

(※1) 内閣府 NPO ホームページ ([https://www.npo-homepage.go.jp/about/npodata/kihon\\_1.html](https://www.npo-homepage.go.jp/about/npodata/kihon_1.html))  
2014年12月1日閲覧

(※2) 河出2008

## 2. ベストフ図式によるバーガー理論の把握

前章では、英米と日本における「サードセクター」の成立の違いを確認した。そして日本の「三セク」は、サラモンらの定義に合致する「サードセクター」ではなく、市民活動団体など小規模な任意団体が、日本における「サードセクター」の源泉となったことを示した。

本章でははじめに、P・Lバーガー（以下、バーガーと略す）の理論と事例分析を紹介し、バーガーの分析対象となった「運動」の持つ機能を示したい。このことにより、「運動」の展開により現れた「市民活動」と、「市民活動」により生成された日本の「サードセクター」である「市民セクター」のもつアドボカシー機能の重要性を裏付ける。そして、バーガーの分析対象とした「運動」と、バーガーが「運動」の代替案として提起した「中間媒体」をセクター論に導入するにあたって、ヴィクター・ベストフ（以下、ベストフと略す）の「トライアングルモデル」を利用する。

バーガーの提起した「中間媒体」はまた、私的領域から行政（第一セクター）や企業（第二セクター）へ働きかけ（異議申し立てなど）をおこなう「媒介構造」としても想定できる。したがってバーガーの「運動」分析を通じて「サードセクター」を考察することで、その存在論的位置づけを示すことができると考えた。

またベストフのトライアングルモデルを利用するのは、「運動」と「中間媒体」の位置づけを可視化することと、「運動」より展開された「市民活動」が、どのように「サードセクター」を構成していったのか説明するためである。「市民活動」による「サードセクター」の生成については、次号論文にて詳細を説明したい。

## 2-1 バーガー物象化論と概念について

アメリカの社会学者であるバーガーは、人びとの認識により社会が存立するという「社会構成主義」という理論的立場を取り、これまで社会におけるさまざまな対象を取り扱ってきた。初期(1960～70年代)のバーガーの事例対象は、主として1960年代末に世界的に広がった社会運動の動向と70年代以降の転換についてである(Berger and Neuhaus 1970, Berger et al.1973, Berger1974)。事例では、社会・制度とそれに対峙する人びとの行為についての理論化を行い、社会運動をはじめとした集合行為の要因分析を試みている。

バーガーによる集合行為の機能や位置づけ、社会的背景との関連を示した理論は、組織形態や目的など質的には異なるものの、日本における市民活動の機能、位置づけを考察する際に有効であると考えた。そのため、まずはバーガーが分析に使用した理論や概念の整理をおこない、つぎに理論や概念がどのように分析対象に適用されているかを考察する。さらにそれらの分析が、市民活動とどのような関連を持つのかを示したい。

### (物象化と疎外、脱物象化)

ここではまずバーガーの理論の中心となった「物象化(reification)」と「疎外(alienation)」および「脱物象化(de-reification)」の概念について整理したい。そしてバーガーの理論と概念が、どのように具体的事例にあてはまるのかの説明を行いたい。

1965年バーガーは、スタンリー・プルバーグとの共同論文「物象化と意識の社会学的批判(以下、『物象化論』と略す)」において、「物象化」という認識上の錯覚を社会学的に取り上げ、その問題と解決について考察した。物象化とは、本来は人びとの認識や了解事項であり、改良や改編が可能であるはずの社会的役割や制度に、「存在論的な地位を与える」(Berger and Pullberg 1965: 206=1974: 109)認識のことをいう。言いかえると、行為の効率化と思考の簡素化が行き過ぎることにより、社会のあり方にたいして人びとが疑問を抱かなくなるような状況のことを示す。このような認識のしかたを「虚偽意識<sup>13</sup>」と呼んだ。

そうした結果、制度や役割などで構成される「社会的世界」によって、その創造主である人間自身が威圧される事態(物象化による「疎外(alienation)」)が生じるとした(Berger and Pullberg 1965: 200=1974: 101)。たとえば、人びとの役に立つためにつくられた社会のしくみを人間以上のものに位置づけることで、しくみが人びとを抑圧する状況などがそれに該当する。

バーガーは以上の概念の整理を踏まえ、社会(社会的世界)の物象化や、その結果生じる疎外からの解放の条件(=解決策)を、『物象化論』の結論として提示している。

以下の(1)から(3)は、その解決策となる「脱物象化」がおりうる理論的な条件である。脱物象化という契機を経ることにより、自己や他者を含め社会への「正常な」認識を取り戻すことができる」とされる。

- (1) 「自明視されていた世界の崩壊を必然的に伴う社会構造の全面的崩壊」がおきる場合
- (2) 「文化的接触という状況やその結果として起こる〈文化的衝撃〉」によるもの
- (3) 「社会的にマージナルなところにいる個人や集団が持つ傾向」により生起される場合

このように、『物象化論』で示された結論は抽象的なものであり、その具体的事例や方法への言及はなされていない。論中においても「それ以上の研究については問題を経験的な知識社会学に残しておくしかない」(Berger and Pullberg 1965: 209=1974: 112) と述べているが、のちにバーガーは、1960年代末に西欧諸国と第三世界で起きた一連の「運動(The Movement)」を、脱物象化が試みられたとする具体的な事例として自署(Berger et al.1973, Berger1974)で取り上げている(事例の詳細は次節で述べる)。

では、人びとと社会との「本来」の関係を取り戻し、疎外からの解放を促す「脱物象化」は、具体的にどのような状況において起きうるのか。以下、バーガーの示した条件をもとにここに想定してみたい。

まず条件(1)は、核戦争などの全世界的な戦争や大災害、または革命や国家体制の大変革などによる契機が想定できる。範囲の設定については異論があるだろうが、たとえば旧ソ連や、東欧諸国の社会主義体制の崩壊などがそれに該当しよう。イデオロギーや国家など、大規模な体制・制度の崩壊時に起こりうる状況である<sup>14</sup>。

つぎに条件(2)については、植民地支配により文化が侵食された非西欧諸国や、冷戦期における第三世界の状況が考えられる。また日本の幕末期の状況もこれに該当しよう。バーガーは文化的接触の結果、さまざまな混乱が生まれる一方で、物象化された古い世界の固定性は弱められ、世界は「人間化」と述べている。また脱物象化の条件(2)の結果として、(1)のような大規模な体制変革が誘引されることも考えられる。

条件(3)にある「社会的にマージナルなところにいる個人や集団」については、人種的・宗教的・道徳的・政治的に「中心」・「正統」とされる集団とは別に、異なる社会形態を共有する存在(個人、集団など)のことを指すと考えられる。具体的にいうと社会における少数派や社会的弱者、対抗文化(カウンターカルチャー)などが該当しよう。

脱物象化は、このようなマージナルな存在の意識のあり方によっても引き起こされるとされる。マージナルな存在は、脱物象化の「契機」となる場合もあれば、脱物象化を遂行する「担い手」となる場合も考えられる。具体的には、若者、女性、少数民族などの存在のほか、被支配層、マイノリティ(存在、主義を含む)などによる「異議申し立て」が想定できる。

## 2-2. バーガーの「運動」分析と中間媒体論

先述したようにバーガーは、『物象化論』の具体的事例として、『故郷喪失者たち(以下、『故郷』

と略す』(Berger et al. 1973) と『犠牲のピラミッド (以下、『犠牲』と略す)』(Berger 1974) において、1960年代末に隆盛した世界的な「運動」を対象に分析を試みた。『故郷』では、アメリカの青年運動を中心とした「脱近代化運動 (de-modernizing movements)」を、『犠牲』では、第三世界での「反西欧化運動 (反近代化運動)」を取り扱ったが、いずれにおいても「運動」を、西欧世界を中心とした近代性や近代の社会状況に対する「異議申し立て」と位置づけている。

バーガーは『故郷』において、近代の主要な特性を「工業/技術生産 (technological production) における諸制度と諸過程」、「主要諸制度の官僚制化 (bureaucratization)」(Berger et al. 1973 : 182-3=1977 : 212) と、それらによりもたらされる「生活世界の複数化 (pluralization of life-world)」ととらえている。

バーガーが対象とした「運動」を「担い手」、「(運動の) 対象」、「イシュー」<sup>15</sup> で分けて整理すると以下の通りとなる。

まず先進諸国で萌芽した青年文化による運動や、一連の「脱近代化運動」の主な「担い手」は、社会的世界において非中心的で「周縁」に位置する青年層や対抗文化 (層) である。青年層は成人と比べ、既成の社会 (客観的現実) にたいして認識的な距離をおくことが可能であり、人びとの「虚偽意識」に気がつきやすい<sup>16</sup>。その意味で、潜在的に脱物象化的な傾向をもち、結果、反体制運動の主要な担い手となる (Berger et al. 1973)。

青年層の「運動」に呼応し、担い手として加わったのは、バーガーの指摘した「過激派学生」や「ニューレフト」であるが、加えて虚偽意識に気づかされた一般層 (新中間層や主婦、一般学生など) も含まれた。これらはさらに女性解放運動・自然保護運動・平和運動や人種的マイノリティの救済運動などと結びつき、近代の諸制度のさまざまな問題と矛盾を露呈させた。

以上のように「運動」の担い手は、制度が各所に行き届き、複合的に成立している近代の社会的状況を、「物象化されたもの」として対象化している点で共通する。近代の諸状況が、疎外された存在や状態、また解決すべきイシューを副次的につくりだしたため、青年層や脱物象化的な傾向を持つマージナルな存在が、物象化からの解放をはかるべく対抗文化の形成や「運動」に向かったのである。そしてそれらの動向は一般層にも伝播した。

バーガーの分析によれば「運動」の「対象」は、工業性や官僚制で特徴づけられた、さまざまな制度の複合である社会的世界であり、工業性における合理性・寄木細工性・多相関性・多元性や、官僚制における統治・体制などの諸要素から起因する問題群である<sup>17</sup>。

具体的に諸問題は、市場経済・国家がもたらすものをはじめ、正常/異常・性・道徳など価値意識に関わる領域においても伝播した。このように「運動」の個々の対象は、社会の諸制度の矛盾がもたらした諸問題であるが、ラディカルな一部が一気に問題解決を図るために体制変革を目的化したといえよう。

具体的に「運動」では、制度・管理・平和・マイノリティ・女性・社会的弱者などアイデンティティやヒューマニズム、モラルが争点 (イシュー) となる。さらに経済合理性の優先ゆえに放棄さ

れた環境問題など、「イシュー」は近代の特性により周縁化された問題などが中心である。そして一連の「運動」が沈静化したのちも、これら「イシュー」をめぐる動きは現在まで続いている。

ギデنزは、上述した運動の争点と形態の変化を「解放のポリティクス」から「ライフポリティクス」への転換であるとする (Giddens 1991=2005)。またメルッチらは、従来とは違った争点をめぐる運動のことを「新しい社会運動」と名付けた (Melucci1989=1997)。「新しい社会運動」はまず西欧諸国で顕在化されたが、「新しい社会運動」の担い手、対象、イシューはまた、前述した「運動」に呼応した一般層の特徴とも一致している<sup>18</sup>。

一連の「運動」は、その後の運動の転換をもたらすきっかけ、つまり「脱物象化の実践における契機」になったといえる。このように、1960年代末に先進諸国において(「新しい社会運動」を含む)「運動」が起きた状況とその担い手は、脱物象化の条件(3)に該当する。

しかし最終的にバーガーは、脱近代化とその相補的關係にあった反近代化のムーブメントを批判し、結果として近代諸制度を対象とした脱物象化の実践の限界を示すこととなる。そして「制度と意識の両レベルにおける、多くの既存の構造の変更を迫る必要を、確信している」(Berger et al. 1973 : 234=1977 : 274-5)と述べながらも、「運動」はその担い手たりえなかったと結論づけた。

バーガーの事例では、いわゆる「革命」を目指すラディカルと、イシュー解決に特化した一般市民が混合して描かれていたが、実際には運動の争点からも、それぞれが目的にしていたものは異なっている。そのため、条件(1)により「脱物象化(≒革命)」を目指したラディカルの「運動」と、(3)の条件下において生成された「(ラディカルを除いた)運動」ならびに、担い手、対象、イシューを共にする「新しい社会運動」とを弁別する必要がある。以上の議論をまとめたものが、下記の表3である。

このように集合行為に転換がみられた時代、日本では学生運動、反体制運動のほかに、日本における「新しい社会運動」ともいえる住民運動や市民運動が顕在化してくる。また「新しい社会運動」と担い手、対象、イシューに共通性を持ち、自らがイシューの解決にとり組む「市民活動」も生成されているのである。

表3 バーガーの対象とした「運動」の位置づけ

	従来の運動 (労働運動・政治運動)	バーガーの対象とした「運動」		「新しい社会運動」 (メルッチ)
		「脱近代化運動」 「反近代化運動 (反西欧化運動)」		
担い手	労働組合・革新政党 (「プロ」)	ラディカル、ニュー レフト	周縁層 (青年層・学生、マイノリティ)、 新中間層、一般市民	
対象	政府・資本主義 (大企業)	近代性 (官僚制・工業性) に起因する 問題群		複合システム、管理 倫理

イシュー	階層、制度、社会体制 (革命)	制度、管理、平和、マイノリティ、女性、社会的弱者、環境
ギデンズの分類	「解放のポリティクス」	「ライフポリティクス」

### (バーガーの中間媒体論)

バーガーは、近代性をめぐる一連の「運動」の「失敗」を受けて、調停策ともいえる解決法について自著の中で考察している。

まず『故郷』では、社会からの私的領域への浸食に対して、私的領域の保守を目的とした組織化の有効性を示唆している<sup>19</sup>。つづく『犠牲』では、私的領域と公的領域の境界にあたる領域に、近代国家の抱えるジレンマを解決し、個人のアイデンティティの安定をはかる役割をもつ「(個人と国家秩序の) 中間的な構造 (intermediate structures)」を構築し、一種の緩衝帯にするというアイデアを提示している (Berger 1974 : 236=1976 : 302)。

さらに“To Empower People” (Berger and Neuhaus [1977] 1996) では、具体的な「中間媒体 (mediating structures)」について検討をしている<sup>20</sup>。たとえば家族、近隣コミュニティ、教会、そして「ボランティアアソシエーション」などがこれに該当するという。

これら中間媒体は「疎外や近代生活のアノミー化から個人を保護する一方、人びとの生活に占める価値により、巨大な制度を正当化する」(Berger and Neuhaus [1977] 1996 : 148-9) とともに、「社会における価値創造とその維持を呈示する」(Berger and Neuhaus [1977] 1996 : 163) 役割をもつとしている。バーガーはこのように、制度化された公的領域からの要請や、近代化過程で進展した多元的現実の中で、人びとがいかに穏便にアイデンティティを保ち続けるかということに論をすすめていった。

バーガーの著書の中での「中間媒体」は、近代や近代性の生み出す諸問題に対する、私的領域の「防御」の側面が強調されているものの、その一方で、解決すべき諸問題に対して働きかけを行う、能動的側面を強調した媒介構造としても想定することができる。たとえばバーガーが例示した「ボランティアアソシエーション」においては、解決すべき課題を社会 (行政や企業など) へ問いかけるといったアクション＝「アドボカシー」が可能である。

### 2-3. ペストフ図式における「運動」と「中間媒体」の位置づけ

以上考察した通りバーガーは、近代社会の諸制度の矛盾がもたらした諸問題に「対抗」するのではなく、諸問題から私的領域を「防御」するアイデアを提起した。具体的には私的領域と公的領域の間に「中間媒体」を設置し、私的領域におけるアイデンティティの保持と、公的領域に対する信頼を担保するというものである。

本節ではまずバーガーの「運動」の分析と中間媒体について、ペストフの図式に当てはめて説明することにより、バーガー理論の可視化をおこなう。そして本論の続編である次号論文においては、

市民活動による市民セクターの生成をベストフの図式で説明をしたい。

ベストフの「トライアングルモデル」は、もともと福祉分野の非営利活動を説明する図式として開発されたものである。図1にあるように、点線で区切られた「フォーマル・非営利・公の領域」に位置する「行政セクター＝国家」と、「フォーマル・営利・民の領域」に位置する「企業セクター＝市場」に加え、「インフォーマル・非営利・民の領域」である「コミュニティ＝私領域」を三角形の角に配置し、その中央にある丸い点線の領域を「アソシエーション＝第三セクター」としてそれぞれのセクターの領域を説明している<sup>21</sup>。

図中で明確に区切られた第一セクターや第二セクターと比べると、円状で描かれた第三セクターはその境界があいまいである。ベストフはこの第三セクターを、他のセクターの領域と連関する「媒介セクター」として設定し、その境界には恒常的な緊張が存在するとした。また第三セクターに属する組織には、多様性と媒介的性格がみられるとしている（Pestoff 1998=2000）。

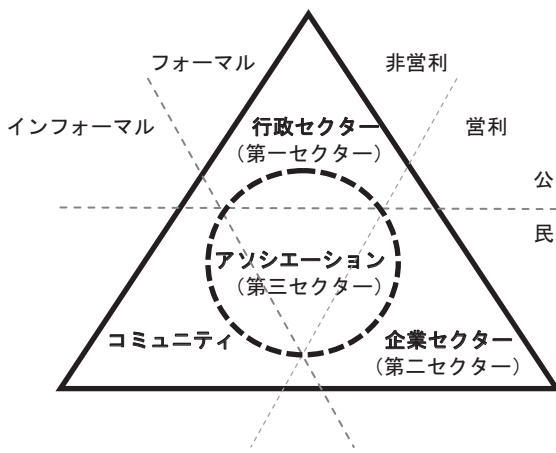


図1 ベストフのトライアングルモデル

本論では、「トライアングルモデル」の「第三セクター」に該当する「フォーマル・非営利・民の領域」が、どのように構成されていったのかを考察するため、まずはその領域を行政、企業、市民の各担い手により相互作用がもたらされる「公共領域」として設定した（図2参照）。

この領域はベストフが述べるように、他セクターとの緊張関係が生じる部分であるとともに、各セクターに共有され（common）、開かれている（open）という意味で「公共性」を持つ領域である<sup>22</sup>。そしてその「公共領域」における行政、企業、市民の相互作用、また公と民、営利と非営利、フォーマルとインフォーマルの相互作用の結果として、「公共領域」に第三セクター（市民セクター）が生成されるというモデルに改編している。イギリスでは、公民の対話を通じてこの領域にボランティアセクターが構築され、アメリカでは「運動」によってNPOセクターが促進されたという経緯があるからである（石塚1996）。

図2では、バーガーが事例対象とした「運動」と、バーガーが発案した「中間媒体」の位置を示



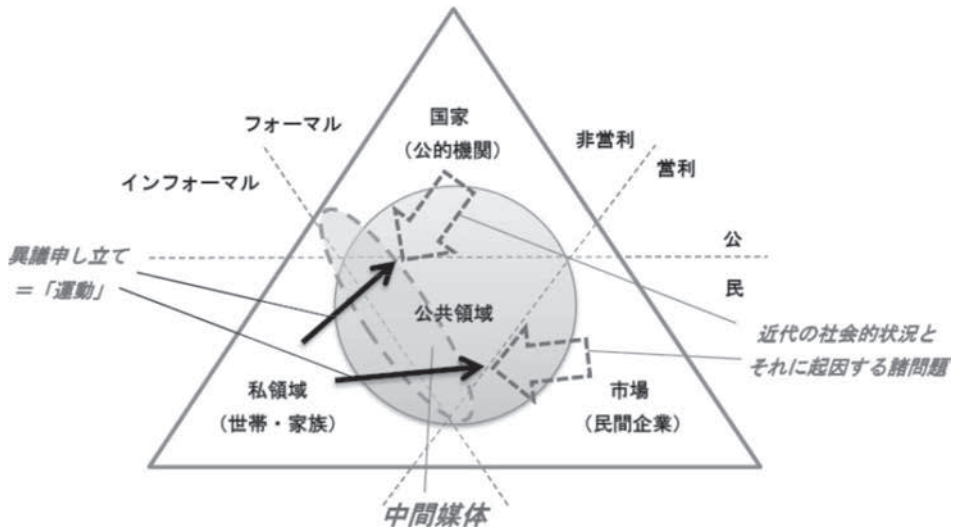


図2 バーガーによる「運動」と「中間媒体」の位置

している。図2内の「運動」の「担い手」は、トライアングルの左下に位置する「私領域」に属する若者や周縁層、またそれらに起因する 이슈に賛同する層である。いずれも「運動」へは私的、個別的、個人の主体的な参加<sup>23</sup>が中心であることから、私領域に属する個人ということになる。

また「運動」が「対象」としたものは、官僚制、工業化を特徴とする近代社会が物象化した結果生み出された諸問題である。図内では、国家、市場の領域から私領域に伸びる「大きな点線の矢印」である。

「運動」の「イシュー」は先述したように、制度や管理をめぐるものをはじめ、平和・マイノリティ・女性・社会的弱者、環境問題など周縁化された問題群である。「運動」によるイシューの顕在化は、社会の物象化を明らかにし、解決すべき問題を公共領域という俎上に載せたことになる。このことを反映すべく「運動」については、私領域より公共領域を通して「国家」、「市場」に対して伸びる「太い実線の矢印」として表現した。矢印で示されるものは、担い手が問題視する対象に対しての志向を示している。

このようにバーガーの対象とした「運動」とは、国家、市場といった「第一セクター」、「第二セクター」の諸要因（合理化、匿名化、複雑化、効率化）が、私領域に及ぼす問題に対しての異議申し立てであったということが、図2からも明確になろう。

一方の「中間媒体」については、フォーマルとインフォーマルを分ける線上にある、楕円の点線で表現した。この領域は公共領域に位置しながら私領域にもまたがっている。そのため、フォーマルな領域から及ぼされるジレンマの緩衝領域にあり、私領域にある個人のアイデンティティを保護する機能を持つこととなる。

バーガーのいう家族、近隣コミュニティなどは、図中の「中間媒体」においてインフォーマルな私領域に入り、教会やボランティア・アソシエーションは、より開かれたフォーマルな公共領域に入

るだろう。アメリカにおいては、すでにこの公共領域に多くのボランティア・アソシエーションやNPOなどが存在しており、「第三セクター＝NPOセクター」を形成していることになる。

本論ではこの「中間媒体」を、「主体が解決すべき諸問題に対して働きかけを行う、または脱物象化による解決を継続的に行える〈媒介構造〉」として想定したい。そのために本論の続編となる次号論文では、「トライアングルモデル」を利用して、日本における「市民活動」の位置づけを提示し、「運動」との共通性を持ちながらも独自の機能（自らがサービスプロバイダーとして課題に対応するという機能）を得た経緯を説明する。そして「市民活動」が開いた領域において、どのように「市民セクター」が構成されていったのかを提示したい。

## 注

- <sup>1</sup> 松井は、日本においては「市民セクターの独自の存在価値が十分理解されておらず、中間支援組織の存在もろくに確立されていない状態」であると分析し、中間支援組織の認知を高め、その果たす役割を強化すべきと述べる（松井2012）。
- <sup>2</sup> 英国NGO ビジネス・人権資料センター日本代表の高橋宗瑠氏によれば、国際協力をおこなうNGOは「闘うNGO」と「助けるNGO」の二つに大きく分けることができるという。人権保護・啓発系のNGOは前者に、開発・援助・難民支援などのNGOは後者にあたる。「闘うNGO」と「助けるNGO」の両者が情報を共有し、互いの機能を生かすことで、より効果的な活動が見込めるという（2014年11月18日、法政大学現代福祉学部「非営利組織の運営」における講義発言から）。この図式はNPOにおけるアドボカシー機能とサービスプロバイダー機能の関係とも共通性を持つ。
- <sup>3</sup> 市民セクターの定義についてとくに定まったものはないが、山岡義典は「市民の共感と参加に支えられた非営利・協同セクターのこと。その担い手として、個人、グループ、任意団体、NPO法人、一般・公益法人、社会福祉法人、生活協同組合、企業の社会貢献等を想定する」と提起している（村上2013：21）。
- <sup>4</sup> イギリスNCVO（The National Council for Voluntary Organisations）のウェブページにて確認（2014年11月5日）[http://www.ncvo.org.uk/images/documents/about\\_us/media-centre/ncvo\\_briefing\\_charity\\_sector.pdf](http://www.ncvo.org.uk/images/documents/about_us/media-centre/ncvo_briefing_charity_sector.pdf)
- <sup>5</sup> ギフト・エイドは、1990年歳入法（Finance Act 1990）によって導入された、納税者である個人の寄附に対する税制優遇制度である。寄附者によるギフト・エイド利用の宣誓にもとづいてチャリティは、個人寄附にかかわる所得税の基本税率分（現在は20%）に相当する還付を税務当局（内国関税歳入庁）から受けることができる（中島2011）。
- <sup>6</sup> チャリティ法においてはチャリティの目的として「貧困の防止・救済」「教育の振興」「宗教の普及」「健康の増進、人命救助」「市民性の向上と地域開発の振興」「芸術、文化、文化遺産、科学の振興」「アマチュアスポーツの振興」「人権向上、紛争解決、融和の促進、宗教的・人種的調和または平等・多様性の促進」「環境の保護及び改善」「青少年、高齢者、病人、身体障害者または貧困者その他社会的弱者に対する救済」「動物愛護の推進」「国軍、警察、消防、救難サービスまたは救急サービス効率の向上」の12が定められている。
- <sup>7</sup> また「IRC501（c）（3）」は、公益活動をおこなう法人である「パブリックチャリティ」と、「私立財団」とに区分される。その両者はIRC509条a項1～4号すべての条件にあてはまる「パブリックチャリティ」と「私立財団」に分けられており、さらに「私立財団」は、留保所得の課税と寄付金税制の違いにおいて「助成型財団」と「事業型財団」に分けられている。
- <sup>8</sup> 分野の割合については、2012年時点でのデータである。“THE NONPROFIT SECTOR IN BRIEF”（2014）による統計からの引用。

- <sup>9</sup> 民間非営利セクターや、民間非営利セクターと行政セクターの協働を「第四セクター」と呼称する場合もある（出井 2006：38-9）。
- <sup>10</sup> 山岡のセクター把握からは、「民間非営利セクター」における「公益法人」の位置づけと、その問題が整理されている（山岡 2005）。公益法人制度改革以前の「公益法人」には、「公益団体の包含」、「主務官庁の裁量によった制度」、「行政セクターからの関与」といった課題があり、制度改革を通じてそれらを改正する必要が示された。
- <sup>11</sup> 福祉分野で公的措置を伴った施設に適用される制度を、一般的に措置制度という。福祉サービス申請者の要件や提供するサービスの種類、提供機関などを行政庁が判断、決定する。社会福祉法人は措置制度の廃止（1997年児童福祉法改正、2000年社会福祉法、介護保険法改正、2004年障害者支援費制度開始）により、イギリスの「ボランティア団体」のような位置づけに変化したといえる。
- <sup>12</sup> 民間においてはこれまでも、まちおこし、むらおこしをおこなう小規模なグループは存在していたが、1979年に設立された「奈良まちづくりセンター（設立時の名称は、奈良地域社会研究会）」は、民設のまちづくり団体の先駆けである。民間のまちづくり研究会から始まり、その限界を克服するために1984年に社団法人格を取得し活動を続けている（現在は公益社団法人）。
- <sup>13</sup> Alienated conscious (Berger and Pullberg 1965：204-5=1974：107-8)
- <sup>14</sup> バーガーは、このような混乱期や転換期が、「開かれた人間の可能性としての世界の再発見へと導く」（Berger and Pullberg 1965：209=1974：113）と状況を肯定的に述べている。
- <sup>15</sup> 社会運動の構成についてトゥレーヌは「主体 identité」、「敵手 opposition」、「係争目標 enjeu」を基本的な三要素としている（Touraine, A. 1978）が、ここでは「担い手」、「（運動の）対象」、「イシュー」と置き換えた。「敵手」を「対象」に置き換えたのは、運動によっては具体的な敵手ではなく、社会全体の価値観の変容を求めるようなものもあるためであり、抽象的なものも含む「対象」としている。
- <sup>16</sup> 一般に青年層は、制度や役割を学ぶ「（第二次的）社会化」過程にあり、制度や役割を自明視されたものとして認識していないためである。
- <sup>17</sup> バーガーは、とくに社会全体の官僚制化による人間関係と諸制度の形式化への不満は、工業性より強い要素となるとしている（Berger et al. 1973：182-3）。
- <sup>18</sup> 担い手は、学生や主婦を含めた「周縁層」、「新旧中間層」などメルッチの「新しい社会運動」で提示されたものと共通である。また「新しい社会運動」は、「（社会的世界の）複合システムや管理倫理に挑戦するもの」であり、「私的領域で生み出されるものを、公的領域に表明する」ことを目的とするものであるとされる（Melucci 1989）。これらは、ギデンズやハーバーマスの指摘とも共通している。また梶田孝道によれば、「脱産業化社会」において、若者と女性、地域主義とエスニシティ、反原発、平和、エコロジーなどを論争点とした運動には、「中心対周縁」という構図と、「アイデンティティへの訴えかけ」が根底にあるとする（梶田 1988）。
- <sup>19</sup> 脱近代化の底流にある「故郷にいるような安住感」を得るための方法として、私的領域における組織化（第二次的制度）の有効性を述べている（Berger et al. 1973：187=1977：217-8）。
- <sup>20</sup> “mediating structure”とは、個人の私的領域と、巨大な制度である公的領域のあいだに位置する組織や媒体であると定義づけられている（Berger and Neuhaus [1977] 1996：158）。
- <sup>21</sup> ベストフは第一、第二、第三セクターのほか、図中の左下にあるコミュニティを「インフォーマルセクター」もしくは「第四セクター」と呼称している。
- <sup>22</sup> 齋藤は、「公共性」とは国家に関係する「公的な（official）」ものという意味があるほか、「すべての人びとに関係する共通のもの（common）」という意味や、「誰に対しても開かれている（open）」という意味をもつとしている（齋藤 2000：8-9）。
- <sup>23</sup> 一部組織や政党、労組の構成員などの参加もあったが、ここでは「新しい社会運動」や、ライフポリティクスを争点とした運動を中心に考えるため、運動への参加を個人レベルの意思とした。

## 参考文献

- 安立清史, 2005, 「福祉 NPO 概念の検討と日本への応用——介護系 NPO の全国調査から」『大原社会問題研究所 所雑誌』法政大学大原社会問題研究所, 554: 15-27.
- , 2006, 「非営利組織 (NPO) 理論の社会学的検討」『人間科学共生社会学』5: 1-15.
- , 2008, 『福祉 NPO の社会学』東京大学出版会.
- 網倉章一郎, 2008, 「英国の新チャリティ法の成立とチャリティ・セクターのあり方」『城西国際大学紀要』16 (1): 51-89, 城西国際大学.
- Berger, Peter L. 1967, *The Sacred Canopy: Elements of a Sociological Theory of Religion*, New York: Random House. (= 1979, 園田稔訳『聖なる天蓋——神聖世界の社会学』新曜社.)
- 1974, *Pyramids of Sacrifice: Political Ethics and Social Change*, New York: Doubleday. (= 1979, 加茂雄三・山田睦男・乗浩子訳『犠牲のピラミッド——第三世界が問いかけるもの』紀伊國屋書店.)
- Berger, Peter L. and Pullberg Stanley, 1965, "Reification and the Sociological Critique of Consciousness," *History and Theory*, 4: 196-211. (= 1974, 山口節郎訳「物象化と意識の社会学的批判」『現象学的研究』2: 94-117.)
- Berger, Peter L. and Richard John Neuhaus, 1996, *To Empower People: From State to Civil Society*, Washington, D. C.: The AEI Pres.
- , 1970, *Movement and Revolution*, New York: Doubleday.
- , 1996, *To Empower People: From State to Civil Society*, Washington, D. C.: The AEI Press.
- Berger, Peter L. and Thomas Luckmann, 1966, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, New York: Random House. (= 2003, 山口節郎訳『現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社.)
- Berger, Peter L., Brigitte Berger and Hansfried Kellner, 1973, *The Homeless Mind: Modernization and Consciousness*, New York: Random House. (= 1977, 高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳『故郷喪失者たち——近代化と日常意識』新曜社.)
- Berger, Peter L. and Hansfried Kellner, 1981, *Sociological Reinterpreted: An Essay on Method and Vocation*, New York: Doubleday. (= 1987, 森下伸也訳『社会学再考——方法としての解釈』新曜社.)
- Brice S. McKeever and Sarar L. Pettjohn, 2014, *THE NONPROFIT SECTOR IN BRIEF 2014: Public Charities, Giving, and Volunteering: THE URBAN INSTITUTE*.
- Giddens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Cambridge: Polity Press. (= 1993, 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結』而立書房.)
- , 1991, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Cambridge: Polity Press. (= 2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』ハーベスト社.)
- Habermas, Jürgen, [1962] 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (= 1994, 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』未来社.)
- 萩原なつ子, 2009, 『市民力による知の創造と発展——身近な環境に関する市民研究の持続的発展』東信堂.
- 長谷川公一, 1990, 「資源運動論と『新しい社会運動』論」社会運動研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂, 3-28.
- 林雄二郎・(財) 連合総合生活開発研究所, 1997, 『新しい社会セクターの可能性』第一書林.
- 日高六郎, [1960] 1973, 「市民と市民運動」『岩波講座 現代都市政策Ⅱ 市民参加』岩波書店, 39-60.
- 樋口直人・伊藤美登里・田辺俊介・松谷満, 2008, 「アクティビズムの遺産はなぜ相続されないのか ——日本における社会運動の担い手をめぐって」『アジア太平洋レビュー』大阪経法大, 5: 53-67.

- 平野隆之・宮城孝・山口稔編, 2001, 『コミュニティとソーシャルワーク』有斐閣.
- 出井信夫, 2002, 『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』域計画研究所出版部.
- , 2006, 「第3セクターの概念と定義」『経済学部紀要』新潟産業大学, 30: 21-85.
- 井上匡子, 2001, 「現代市民社会論とNPO」『コミュニティ政策研究(特集NPOの可能性と課題)』愛知学泉大学, 3: 29-40.
- 石塚美由紀, 1996, 「アメリカのNPO活動と日本の市民活動」千葉大学文学部社会学研究室著『NPOが変える!?—非営利組織の社会学』千葉大学文学部社会学研究室&日本フィランソロピー協会, 14-31.
- 助成財団センター編, 2007, 『民間助成イノベーション: 制度改革後の助成財団のビジョン』松籟社.
- 梶田孝道, 1988, 「新しい社会運動——A・トゥレーヌの問題提示をうけて」『テクノクラシーと社会運動—対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.
- , 1990, 「戦後日本の社会運動——<開発国家>と<日本の特性>に着目して」社会運動論研究会編『社会運動論の統合をめざして』成文堂, 179-201.
- 金谷信子, 2007, 『福祉のパブリック・プライベート・パートナーシップ』日本評論社.
- 神奈川県自治総合研究センター研究部地域社会と住民運動研究チーム, 1985, 『地域社会と住民運動: 自治を担う住民運動』神奈川県自治総合研究センター.
- 片桐新自, 1994, 「社会運動の総合的把握のための分析枠組」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂, 15-42.
- , 1995, 『社会運動の中範囲理論——資源動員論からの展開』東京大学出版会.
- 片桐新自, 2011, 「日本における社会運動の社会学の展開」早川洋行編著『よくわかる社会学史』ミネルヴァ書房
- 勝田美穂, 2008, 「市民運動史のなかの〈NPO活動〉——公共事業をめぐる対立から調和への変容」『法政大学大学院紀要』60: 103-119.
- 川口清史・富沢賢治編, 1999, 『福祉社会と非営利・協同セクター——ヨーロッパの挑戦と日本の課題』日本経済評論社.
- 河手雅巳, 2008, 「正念場を迎える第三セクター——損失補償契約を中心として」『経済のプリズム』60: 8-20, 参議院事務局企画調整室.
- 公益法人協会, 2007, 『市民チャリティ委員会報告』財団法人公益法人協会.
- Lester M. Salamon, and Helmut K. Anheier, 1997, *Defining the Nonprofit Sector: A Cross-National Analysis*, The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, Manchester: Manchester University Press.
- Lipnack, Jessica & Jeffrey Stamps, 1982, *Networking: The First Report and Directory*, New York: Doubleday. (= 1984, 社会開発統計研究所, 『ネットワークング——ヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社.)
- 町村敬志編, 2007, 「首都圏の市民活動団体に関する調査——調査結果報告書」日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)2006年度報告書, 一橋大学.
- 町村敬志ほか, 2009, 『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち——グローバル化と新自由主義を超えて』平成17年度~平成20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書, 一橋大学.
- 丸山真央, 2009, 「市民活動団体の類型化の試み」町村敬志編『市民エージェントの構想する新しい都市のかたち——グローバル化と新自由主義を超えて』一橋大学, 41-50.
- 丸山真央・仁平宏典・村瀬博志, 2008, 「ネオリベラリズムと市民活動/社会運動——東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学, 602: 51-68.
- 松原治郎・似田貝香門編著, 1976, 『住民運動の論理』学陽書房.
- 松井真理子, 2012, 「市民セクターを強化させるための中間支援組織とその機能」『四日市大学総合政策学部論

集] 11 (1・2) : 9-30.

松元一明, 2007, 「脱物象化事例としてのNPO・市民活動論」『成蹊人文研究』15 : 147-168.

———, 2009a, 「NPO 法成立以前の市民活動の社会的地位——財団の助成記録を通してみた実態と分析」『法政大学大学院紀要』62 : 179-206.

———, 2009b, 「理念的・実証的観点からみた協働の課題」『たあとの通信』特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ, 28 : 20-30.

———, 2010, 「NPO 法成立以前の市民活動団体の質的分析その1——1970～80年代初期より活動を続ける環境系市民活動団体を対象として」『法政大学大学院紀要』64 : 231-272.

———, 2011a, 「NPO 法成立以前の市民活動団体の質的分析その2——1970～80年代初期より活動を続ける福祉系市民活動団体を対象として」『法政大学大学院紀要』66 : 147-197.

———, 2011b, 「〈市民活動〉概念の形成—近接概念との関係性と時代背景を中心に—」『法政大学大学院紀要』67 : 183-213.

松下圭一, 1975, 『市民自治の憲法理論』岩波新書.

Melucci, Albert, 1989, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Philadelphia: Temple University Press. (= 1997, 高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳『現在に生きる遊牧民——新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店.)

宮城孝, 2000, 『イギリスの社会福祉とボランティアセクター——福祉多元化における位置と役割』中央法規.

宮城孝編著, 2007, 『地域福祉と民間非営利セクター』中央法規.

村上徹也, 2013, 「〈市民セクターの20年〉研究会報告(1)——1990年代以降の動きを概観し、論点を抽出」『公益法人』公益財団法人公益法人協会, 42(4) : 21-3.

永田祐, 2006, 「プレア政権のボランティアセクター政策——〈格下のパートナー〉から〈対等なパートナー〉へ?」『医療福祉研究』愛知淑徳大学, 2 : 42-51.

中島智人, 2011, 「英国におけるチャリティへの寄附事情——寄附の現状と課題」非営利法人データベースシステム NOPODAS ホームページ (2014年11月4日取得, <http://nopodas.com/contents.asp?code=10001005&idx=100536>).

西川潤, 2007, 「日本における市民社会と公共空間」『早稲田政治経済学雑誌』366 : 2-13.

西山志保, 2011, 「イギリスガバナンス型まちづくりと市民セクターの役割変化」『三田社会学』三田社会学会, 16 : 25-36.

岡部一明, 2002, 「アメリカにおける非営利ビジネスの展開」『東邦学誌』東邦学園大学, 31(1) : 29-49.

岡本仁宏, 2004, 「市民社会におけるNPOの位置」『家計経済研究』家計経済研究所, 61 : 10-19.

岡村重夫, 1974, 『地域福祉論』光生館.

大橋謙策・宮城孝編, 1998, 『社会福祉構造改革と地域福祉の実践』東洋堂企画出版社.

朴容寛, 2003, 「新しい社会運動とネットワーク」『総合政策論叢』島根県立大学, 4 : 51-66.

Pestoff, V., 1998, *Beyond the Market and State. Social enterprises and civil democracy in a welfare society*; Aldershot, Brookfield, Sidney & Singapore: Ashgate. (= 2000, 藤田暁男・川口清史・石塚秀雄・北島健一・的場信樹訳, 『福祉社会と市民民主主義——協同組合と社会的企業の役割』日本経済新聞社.)

齋藤純一, 2000, 『公共性(思考のフロンティア)』岩波書店.

Salamon, L. M. 1997, *Holding the center: American's Nonprofit Sector at Crossroad*, New York: The Nathan Cummings Foundation. (= 1999, 山内直人訳, 『NPO 最前線——岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店.)

佐々木毅・金泰昌編, 2002, 『(公共哲学3) 日本における公と私』東京大学出版会.

佐藤慶幸, 2002, 『NPOと市民社会』有斐閣.

佐藤慶幸・那須壽・大屋幸恵・菅原謙編著, 2004, 『市民社会と批判的公共性』文眞堂.

篠原一, 1968, 「市民運動の論理と構造——変動する状況のなかの争点と担い手」『朝日ジャーナル創刊9周年

- 記念号 (1968年3月17日号)』朝日新聞社, 35-41.
- , 1973, 「市民参加の制度と運動」『岩波講座 現代都市政策Ⅱ 市民参加』岩波書店.
- , 2004, 『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か—』岩波書店.
- 曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著, 2004, 『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂.
- 総合研究開発機構, 1994, 『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』NIRA 研究報告書 No.930034.
- 高橋徹・山口節郎ほか, 1985, 『思想 (特集:新しい社会運動——その理論的射程)』737, 岩波書店.
- 高田昭彦, 1998a, 「(巻頭エッセイ) 市民による市民のための制度づくり——NPO法を実現させた市民活動」『環境社会学研究』4:3.
- , 1998b, 「市民運動から市民活動へ、そしてNPOへ——NPO法案を生みだした市民運動の新しい展開」『アジア太平洋研究』成蹊大学, 16:95-116.
- , 2001, 「環境NPOとNPO段階の市民運動——日本における環境運動の現在」長谷川公一編『講座 環境社会学4——環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣, 147-178.
- , 2003, 「市民運動の新しい展開——市民運動からNPO・市民活動へ」『都市問題』東京市政調査会, 94(8):69-84.
- , 2004a, 「市民運動の現在——NPO・市民活動による社会構築」帯刀治・北川隆吉編著『社会運動研究入門——社会運動研究の理論と技法』文化書房博文社, 80-110.
- , 2004b, 「市民・NPOによる「公共空間」の創造——NPO(「公益」を担う市民運動)の新しい展開」『都市問題』東京市政調査会, 95(8):3-34.
- 寺田良一, 1998, 「環境NPO(民間非営利組織)の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』4:7-23.
- Touraine, A., 1978, *La voix et le regard*, Paris: Seuil. (= 1983, 梶田孝道訳『声とまなざし』新泉社.)
- 辻中豊編著, 2010, 『特定非営利活動法人(NPO法人)に関する全国調査報告書』文部科学省特別推進研究「日韓米独中における3レベルの市民社会構造とガバナンスに関する総合的比較実証研究」(平成17~21年度. 課題番号:17002001) 研究報告書, 筑波大学.
- 塚本一郎・山岸秀雄・柳澤敏勝, 2007, 『イギリス非営利セクターの挑戦——NPO・政府の戦略的パートナーシップ』ミネルヴァ書房.
- 塚谷文武, 2011, 「アメリカのNPO税制の構造と実態」『立命館経済学』59(6):402-417.
- 植村邦彦, 2010, 『市民社会とは何か——基本概念の系譜』平凡社新書.
- 後房雄, 2011, 『日本におけるサードセクターの範囲と経営実態』『RIETI Discussion Paper Series 11-J-027』経済産業研究所, 1-16.
- 渡辺元, 2011, 「アメリカの非営利セクターと制度」『立教アメリカン・スタディーズ』33:17-26.
- 山岡義典, 1987, 「市民活動の体験を共有の財産に」『トヨタ財団1986(昭和61)年度年次報告』18-21.
- , 1991, 「新たな展開を目指す市民活動と市民研究への支援」『トヨタ財団1990(平成2)年度年次報告』8-11.
- , 1997, 「地域社会における非営利活動」林雄二郎・連合総合生活開発研究所編『新しい社会セクターの可能性 NPOと労働組合』第一書林, 83-97.
- , 1999 「ボランティアな活動の歴史的背景」内海成治、入江幸男、水野義之編『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社.
- , 2005, 「民間非営利セクターの全体像をどうとらえるか?——その骨子を三層の組織類型で把握する試み」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所, 555:1-20.
- , 2008, 「安心できる生活の実現と市民的努力——市民・NPOの役割」『社会福祉研究』鉄道弘済会, 102:29-37.
- , 2010, 「NPOは今こそ原点から学べ」非営利組織評価基準検討会編『「エクセレントNPO」とは何か

か——強い市民社会への「良循環」をつくり出す（言論ブログ・ブックレット）』認定特定非営利活動法人言論NPO, 15: 55-58.

財団法人自治体国際化委員会, 2002「英国におけるボランタリーセクター—自治体との新たな連携へ向けて—」